

松戸市立大橋小学校 避難所開設運営マニュアル ～令和8年度改訂～

本校は、松戸市指定避難所及び応急救護所に指定されている。
本校が緊急時に避難所及び応急救護所となった際、地域を主体とした避難所の開設・運営に関するマニュアルを定め、円滑な対応を図ることを目的とする。

目 次

I 避難所運営の概略

- ・災害発生
- ・避難所開設
- ・避難所運営
- ・避難所の閉鎖

II 避難所の開設（災害発生当日）

1. 避難・参集
2. 初期対応協力事項
3. 避難所としての開放区域

III 避難所の運営（2日目～3週間）

1. 避難所運営委員会の設置
2. 避難所運営委員会の組織と役割
3. 健康・衛生対策等

IV 避難所の閉鎖に向けて

1. 避難所の縮小・統合・閉鎖
2. 応急教育の実施（授業再開）

資料1 避難場所校舎配置図

資料2 避難場所図（校庭）

資料3 体育館配置図

資料4 備蓄物資一覧（防災倉庫）

資料5 避難者受付名簿、避難者カード

I 避難所運営の概略

災害発生

- 延焼火災、危険物の漏出等
- 土砂災害、浸水被害等

※災害が発生し、又は発生するおそれがある場合

市長⇒レベル5 緊急安全確保

レベル4 避難指示

レベル3 高齢者等避難

地域住民の自主避難

学校における対応

【職員在校中に発生した場合】

- ・保護者の引き取りがあるまで児童を安全な場所で保護
- ・施設の被災情報や安否情報等を保護者に提供

【上記以外の休日、夜間に発生した場合】

- ・施設の安全点検（必要に応じて臨時休校措置）

避難所開設

○災害対策本部長(市長)の判断で開設

※住民の安全確保のため緊急を要する場合は、**施設管理者(校長)**が開設することができる。

【勤務時間外】

施設管理者(校長)あるいはあらかじめ指名された**避難所直行職員**が、避難所を開設する。

【勤務時間内】

施設管理者、学校職員が施設の安全性を確認した上で避難所を開設する。

※震度5強以上の場合は、**避難所直行職員**が自動参集し、**学校職員**と連携して開設する。

【初期対応協力事項】

施設管理者・学校職員及び避難所直行職員は地域住民と連携・協力し、速やかに避難所を開設

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| ・施設・設備の安全点検 | ・避難者名簿の作成 |
| ・矢切支所、対策本部への情報伝達と情報収集 | ・避難者の誘導、住民スペースの割り当て |
| ・開放スペースの指示 | ・避難所運営委員会の立ち上げ及び行動 等 |

避難所運営

○**町会・自治会、施設管理者、学校職員、避難所直行職員及び避難者等**により

「避難所運営委員会」を設置

- ・委員長 ・副委員長
- ・情報管理部 ・物資調達部 ・環境管理部 ・衛生管理部

○避難所の運営項目

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| ・運営方針、生活ルールの設定 | ・秩序の維持、警備 |
| ・救援食料、物資の管理・配分、炊出し協力 | ・入浴・散髪 |
| ・避難者の転出入確認、名簿作成 | ・要配慮者への配慮 |
| ・情報管理、広報 | ・傷病者の搬送 |
| ・ゴミ・施設・トイレ等、環境の整備・管理 | ・医療・健康相談スペースの確保 |
| | ・ボランティアとの調整、スタッフ会議の開催 |
| | ・各種記録の作成 |

学校における対応

- | | |
|------------------|-----------------|
| ・児童の安全確保及び安否確認 | ・児童の心のケア |
| ・市教委との連絡調整 | ・避難所運営への協力・後方支援 |
| ①臨時休校、学校再開 | ・施設の安全点検 |
| ②避難所としての施設利用状況 等 | |

避難所の閉鎖

○避難所の縮小・統合・閉鎖に向けての取組

あらかじめ避難者に対し、閉鎖を予告し、地域的に統廃合し、順次閉鎖をする。

学校における対応

教育活動再開に向けての体制づくり

- | | |
|----------------|---------------------|
| ・応急教育計画の作成、実施 | ・教職員及び児童の健康管理 |
| ・学校給食再開に向けての準備 | ・教科書・文房具・通学用品の調達・支給 |

※授業再開に必要な教室等から避難所閉鎖

Ⅱ 避難所の開設（災害発生当日）

1. 避難・参集

（1）避難

※松戸市地域防災計画より

- 大橋小学校の施設は「収容避難所」（家屋倒壊や火災により住居を失うなど、引き続き避難を必要とする住民を、一時的に収容保護できる建物）に指定されている。
- 災害発生又は発生するおそれがある場合、災害対策本部長（市長）は住民に対して避難指示等を発令し、住民は避難場所に避難をする。
- 市長の避難指示等の有無にかかわらず、災害の状況により住民自らの判断で自主避難を行う。

（2）参集

震度5強以上の地震発生後もしくは市長が指定避難所の開設を判断した後に参集

【勤務時間外】 【震度5強以上の地震発生後】

避難所直行職員が参集

令和8年度 大橋小学校担当「避難所直行職員」（松戸市）

- 宮間 大介（松戸市役所福祉長寿部生活支援課）
- 江沢 尚宏（松戸市役所財務部市民税課）
- 横山 篤 （松戸市役所財務部債権管理課）

学校職員の参集基準（勤務時間外）

土・日・祝日・休日・年末年始の休日

及び平日の16時40分以降から翌日8時10分まで

震度5強以上の場合（松戸市）

①避難所担当学校職員

- ・避難所の開設の有無にかかわらず、学校に直行し施設の被害状況を確認し、校長に報告する。
- ・住民の安全確保のため緊急を要する場合、校長の指示により学校施設を開放し、避難者を誘導する。

②その他の職員

- ・家族の安否を確認し、自宅（家族）の安全確保ができ次第学校に参集する。

【勤務時間内】

学校職員で対応

⇒ 派遣された**避難所担当職員**（教育2部から）に逐次交代する。

2. 初期対応協力事項

避難所直行職員、地域住民、施設管理者等は、連携・協力して次の初期対応協力事項を実施し、速やかに避難所を開設する。

(1) 施設・設備の安全点検

○避難者の一時待機と体育館の安全点検

「施設の安全チェック表」(P6)に基づき、**避難所直行職員、学校管理者等**は避難者の協力を得て、施設の安全点検を行う。その際、体育館の安全点検を最優先に行う。避難者は、校庭等で一時待機するように要請する。

学校における対応

【勤務時間内】

○児童の安全確保と保護者への引き渡しを確実に行う。

○すでに下校した児童がいる場合は当該児童の安否確認を行う。

(2) 矢切支所、対策本部への情報伝達と情報収集

矢切支所との通信連絡を確保し、物資の補給等の支援を要請するとともに、被害状況等の情報を収集する。

(3) 開放スペースの指示

施設管理者、学校職員、避難所直行職員は、地域住民及び避難者の協力を得て、体育館の落下物・散乱物等の除去を行い、避難スペースを確保する。体育館には、最低限車いすが通れる通路(幅1m程度)を確保する。

(4) 避難者名簿の作成

体育館入口付近に受付を設け、「避難者受付名簿」(資料5)を作成するとともに、避難者には「避難者カード」(資料5)を記入してもらう。

(5) 避難者の誘導、住民スペースの割り当て

①体育館が使用可能な場合

- ・体育館に避難スペースを確保し、避難者引き取り保護者が来ていない児童を体育館へ誘導する。
- ・校舎の安全点検を踏まえ、避難者の人数等の状況に応じて**避難所担当学校職員**(不在の場合は校長)の指示で、校舎内に避難者を誘導する。

②体育館が使用できない場合

- ・校舎の安全点検を踏まえ、避難者を校舎内に誘導する。

(6) 避難所運営委員会の立ち上げ及び行動

避難所運営は、**避難者及び自主防災組織等の地域住民**による自治を原則とし、円滑に運営できるよう、**避難所直行職員及び学校職員**が支援に当たる。

＜避難所運営開始準備チェックリスト＞

目的	備考
□避難所運営委員会本部設置	本部長を中心に避難所の運営計画を立てる
□避難スペースの整理	避難所の安全確認 避難者を地域ごとにまとめる パーティションの設置
□避難者の把握	受付の設置 人数の把握
□避難所トイレの設置	マンホールトイレの設置 水のくみ上げ（定期的に）
□応急救護所の設置	けが人の確認 手当 救護活動
□資機材の確保・準備	MCA無線機設置 掲示板 各所の表示 食料 毛布等 発電機 投光器 懐中電灯 床マット
□矢切支所への連絡	MCA無線機を利用して状況の連絡

3. 避難所としての開放区域

- 収容場所として開放する場所 ※資料１、資料２を参照

 - ①第一の使用可能区域を体育館とする。
 - ②収容人数が体育館だけでは足りない場合、南校舎１階プレイルーム⇒南校舎４階梨ミュージアム⇒北校舎４階多目的室⇒各普通教室の順に避難者に開放する。

○収容場所として開放しない場所

校長室、職員室、応接室（本部として利用）、事務室、保健室（救護室として利用）、理科室、家庭科室

（１）開放区域

目的	場所	留意点
本部（連絡所）	応接室	町会長・避難所直行職員・校長の詰め所
職員・避難所直行職員 控室	職員室 校長室	避難所運営委員会の本部 長期化した場合は休憩・宿泊室
避難者収容	体育館 南校舎１階プレイルーム 南校舎４階梨ミュージアム 北校舎４階多目的室 （各普通教室）	
応急救護所	保健室・ピア１組	応急の医療活動 （災害医療対策本部から医療救護班が派遣される）
情報機器設置	職員室	電話・FAX・コピー機・パソコン・防災無線等
情報掲示	体育館入り口・昇降口	体育館入り口には収容者の名前を掲示 昇降口には収容者向けの連絡を掲示
ごみ集積所	ごみ倉庫前及び裏庭	ごみ収集車が入れる場所 ごみは分別収集をする
トイレ	マンホールトイレ	簡易トイレを設置
救援物資集積所	家庭科室	搬入車が入れる場所 救援物資を保管できる場所
救援物資配布所	昇降口前ろう下・中庭	避難者に物資を配布する 外からの出入りも可能な場所
臨時遺体安置場所	図工室	搬出入が容易で人目につかない場所
仮設電話設置場所	事務室前	公衆電話を利用
風呂	校庭	屋外に設置
女性更衣室・授乳室	理科室	中がのぞかれないよう配慮する
男性更衣室	体育館２階	
洗濯場	昇降口前水道・体育館前水道	生活用水が確保しやすく、蛇口が複数ある場所

物干し場	中庭・裏庭	日当たりの良い場所
ペット置き場	校庭ジャングルジム付近	避難者収容所からは離れているところ（臭い、鳴き声対策）
介護室	図書室	体の弱い避難者、高齢者のために日当たりや換気性が良く、静寂が保たれる場所
相談室	ピア2組	被災者の当面の生活、今後の生活再建のための必要な相談を受けるための場所
調理室	家庭科室・給食室	炊き出しに対応 物資搬入・配布場所に近い
給水所	裏門駐車場	飲料水・生活用水を提供する場所 給水車が入れる場所
緊急車両専用駐車場	裏門駐車場	緊急車両以外は駐車場に入れない

【施設の安全チェック表】

① 建物周辺や建物全体の確認			
☐ 建物周辺の地面に亀裂があったり、周囲の建物が倒れてきたりしそうな危険はないか		ある	ない
☐ 建物の一部が崩れたり、つぶれたりして形が変わっていないか		ある	ない
☐ 建物が傾いたり、沈んだりしていないか		ある	ない
☐ 壁や柱に大きなひび割れや亀裂が入っていないか		ある	ない
☐ 鉄骨の骨組みが壊れたり、変形したりしていないか		ある	ない
☐ 出入り口の扉の開閉が出来ない箇所が複数あるか		ある	ない
② 建 物 内 部 の 確 認			
上 部	☐ 天井の落下、落下しそうな破損はないか	ある	ない
	☐ 照明器具の落下、落下しそうな破損はないか	ある	ない
	☐ 吊り下げ式バスケットゴールの落下、落下しそうな破損はないか	ある	ない
	☐ 窓ガラスや窓枠の落下、落下しそうな破損はないか	ある	ない
床 面	☐ 床面の陥没はないか	ある	ない
	☐ 窓ガラスの飛散はないか	ある	ない
側 面	☐ 壁に大きな破損、ひび割れはないか	ある	ない
	☐ 壁の剥離はないか	ある	ない
	☐ 屋内の備品が転倒していないか、転倒する危険はないか	ある	ない

※全てに該当がなければ、利用可

※①・②以外に「ある」と項目に該当がある場合落下物を排除して活用できるか、落下や転倒の危険のある部分を避けて活用できるか検討が必要

Ⅲ 避難所の運営（2日目～3週間）

1. 避難所運営委員会の設置

避難所運営委員会を**町会・自治会、施設管理者、学校職員、避難所直行職員**及び**避難者**等をもって速やかに立ち上げる。

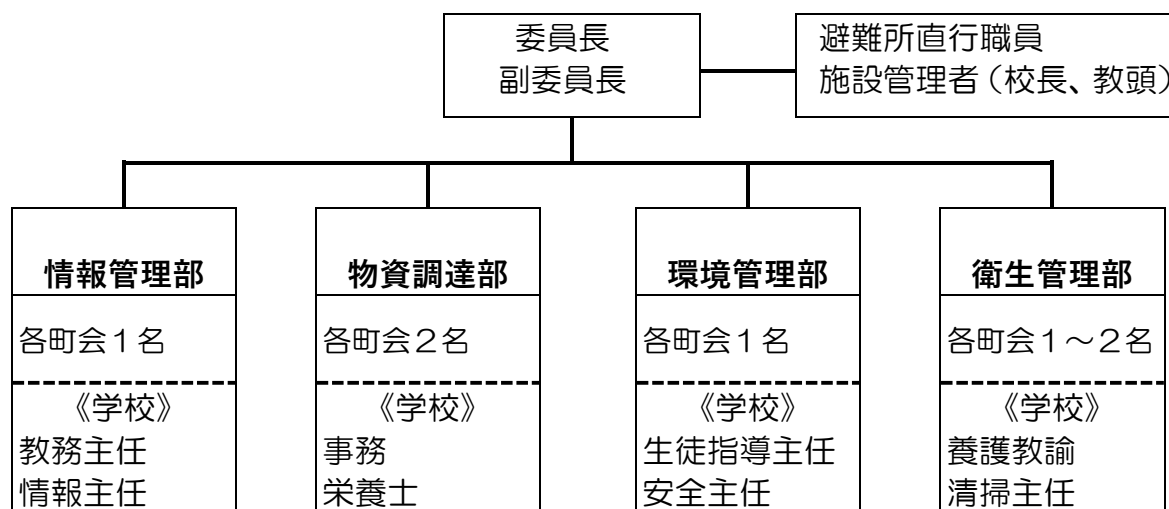
避難所運営委員会を運営するため、避難所運営委員長、副委員長及び総務班・施設管理班・食料物資班等、各役割の班長を選出する。委員会には女性を入れるように配慮する。

※松戸市地域防災計画より

※**施設管理者**及び**学校職員**は、運営委員会のメンバーとして避難所運営に参画し、避難者による避難所運営を支援する。

2. 避難所運営委員会の組織と役割

（1）避難所運営委員会の組織（案）



（2）避難所運営委員会の主な役割

- 運営方針、生活ルールの設定
- 救援食料・物資の管理・配分、炊出し協力（物資調達部）
- 避難者の転出入確認、名簿作成（情報管理部）
- 情報管理、広報（呼びかけ・チラシ配布、避難者ニーズ調査等）（情報管理部）
- ゴミ・施設・トイレ等、環境の整備・管理（衛生管理部）
- 避難所の秩序の維持、警備（環境管理部）
- 入浴・散髪（衛生管理部）
- 要配慮者への配慮（環境管理部）
（高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者、日本語の理解が十分でない外国人等）
- 傷病者の搬送（衛生管理部）
- 医療・健康相談スペースの確保（衛生管理部）
- ボランティアとの調整、スタッフ会議の開催（情報管理部）
- 各種記録の作成（情報管理部）

3. 健康・衛生対策等

(1) 災害時要援護者の支援、児童の健康管理など

- 高齢者、障害者、妊産婦、外国人、傷病者、乳幼児等の状況とニーズを**避難所担当職員**と協力して把握し、できるだけ施設面でも配慮していく。

学校における対応

- 児童の管理は、原則避難所にいる保護者及び親族に任せる。
ただし、保護者が引き取りにきていない児童については、学校で把握し保護する
また、児童の家族が死傷した児童については、心のケアに努める。

(2) し尿対策

- 断水時には、学校内のトイレの使用を禁止する。仮設トイレを避難者と共に設置し、衛生管理部を中心に管理していく。

(3) 医療、保健衛生対策

- 傷病者については救護班と連携し、関係の医療機関や応急救護所で治療する。
- 避難所生活の長期化に伴い、避難所での感染症や食中毒発生の危険性が高まってくる。医療救護班と連携しながら、健康診断や衛生指導に努めるとともに、衛生管理部を中心に避難所の衛生管理に努める。

学校における対応

- 避難所にいる児童の健康観察を随時行い、児童の健康状態の把握に努める。

(4) ペット同伴者対策

- ペット同伴の避難者にはゲージ等を持参するように求め、遊具スペースにペットの飼育スペースを確保する。
- 動物の苦手な避難者に配慮して、校舎内へのペットの持ち込みは禁止し、問題が生じた場合は、環境管理部を通じて、関係機関にペット対策を要請する。ただし、介助犬は介助者と同居できる専用スペースを確保し、周囲の避難者に理解と協力を求める。

(5) 生活環境対策

生活環境の維持・向上を図るための設備の確保、ルール作りとルールの遵守を図る。

- ア. 季節対策（冷暖房等）
- イ. プライバシー保護（更衣室・授乳室等の確保、間仕切りなど）
- ウ. 洗濯、入浴対策（設備確保、利用ルールの設定）
- エ. 防犯対策（盗難等）

学校における対応

- オ. 開放場所以外の施設（個人情報の管理）、学校備品の損傷及び盗難防止
→授業再開に向けて学校施設の維持・管理

(6) ボランティアの要請

情報管理部を中心に避難者のニーズをとりまとめ、ボランティアセンターに提出する。

Ⅳ 避難所の閉鎖に向けて

1. 避難所の縮小・統合・閉鎖

避難所の閉鎖に当たっては、あらかじめ避難者に対し、閉鎖を予告し、地域的に統合し、順次閉鎖していく。

(1) 避難者の意向調査

情報管理部は市と協力して避難者の生活再建に向けた意向調査を実施する。

ア. 住居の見通し（住居の修理、建て替え、公営住宅への入居など）

イ. 仮設住宅への入居希望

ウ. 今後の生活見通し

(2) 避難所の縮小

段階的に避難所利用スペースを縮小し、学校教育再開に向けた準備をする。

(3) 避難所の統合

避難者の状況を踏まえ、市本部と協議の上学校教育の再開を目的に避難所の統合を行う。それに伴い、避難所運営委員会を再編する。

(4) 避難所の閉鎖

避難所の閉鎖に伴い、避難者の協力を得て避難所の清掃を行う。

2. 応急教育の実施（授業再開）

「松戸市地域防災計画」より

3 応急教育

(1) 応急教育計画の作成

学校長は、立地条件などを考慮して作成した学校安全計画等に基づき、臨時の学級編成等を行い、災害状況に合致するよう速やかに調整する。

作成した応急教育計画は、**教育2部**（学務課、学習指導課等）に報告し、決定次第速やかに保護者及び児童に周知徹底を図る。

（応急教育の留意事項）

教育内容	教科書、学用品等の損失状況を考慮する。特に、健康指導、生活指導、安全教育を実施する。
生活指導	①児童・生徒相互の助け合い精神を育て、災害時の集団生活を指導する。 ②関係機関、医師会、その他専門家と連携・協力して、児童・生徒の「こころのケア」対策を行う。

(2) 災害復旧時の体制

学校長等は、教職員を掌握するとともに校舎の準備を行い、児童に対しては被災状況を調査し、**教育2部**と連携し、教科書及び教材の給与に協力する体制に努める。

また、災害の推移を把握し、**教育2部**と緊密に連絡の上、平常授業に戻るよう努める。

なお、避難所等に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能な場合は、他の公共施設の確保を図るなど、早急に授業の再開ができるように努める。

教育2部は、被災学校ごとに担当者を定め、情報及び指令の伝達に万全を期す。

(3) 応急教育の実施

災害発生後は、臨時休校の措置をとる。その後、学校安全計画に基づき 学校等へ収容可能な児童は、学校において指導するため、2週間後を目途に授業等の一部を再開し、それまでの間は臨時登校等の措置をとる。1ヶ月後を目標に通常の授業を再開する体制をとる。

また、他市町村へ避難する児童については、教職員の分担を定めて就学手続きの臨時的措置をとるとともに、避難した地域ごとに実状の把握に努め、必要がある場合は避難先を訪問するなどの措置をとる。

(4) 学校給食の措置

学校再開に合わせ、学校給食が再開できるように努める。再開する場合は、施設設備の消毒、調理関係者の健康管理等、衛生に十分留意する。

施設を炊き出し等に利用する場合は、炊き出しと給食の両立に努める。また、食材等の入手が困難な場合等は一時中止する。

(5) 健康管理

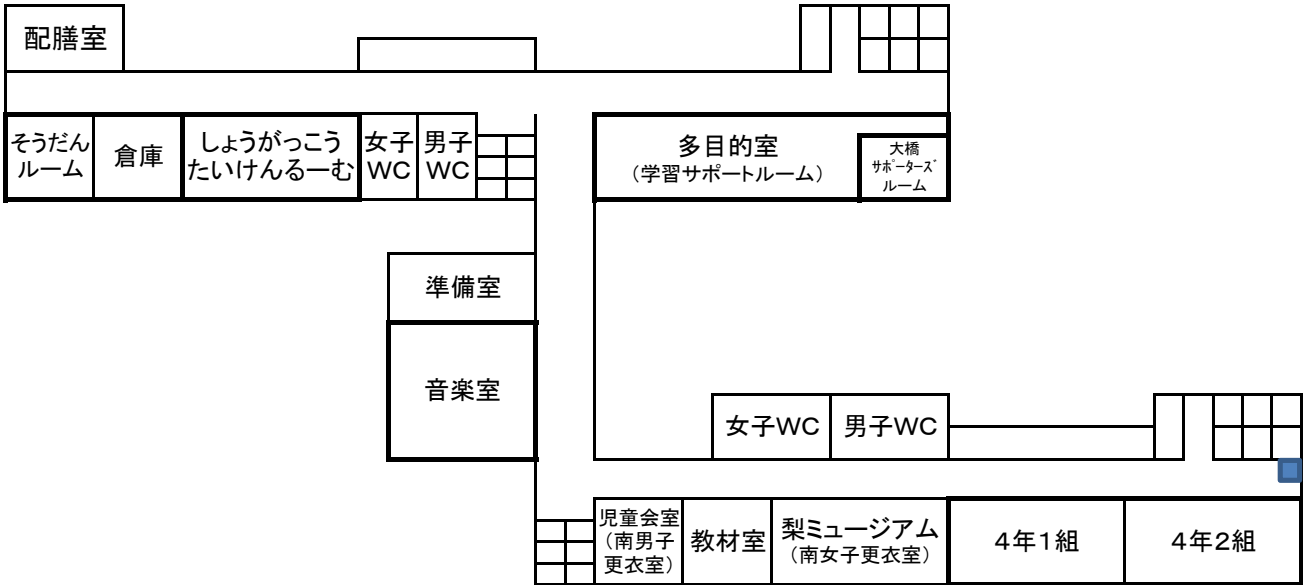
災害の状況により、被災学校教職員及び児童に対し感染症予防接種並びに健康診断、心のケアについて、松戸保健所及び学校医、関係機関等と協議し実施する。

(6) 教科書・文房具・通学用品の調達・支給

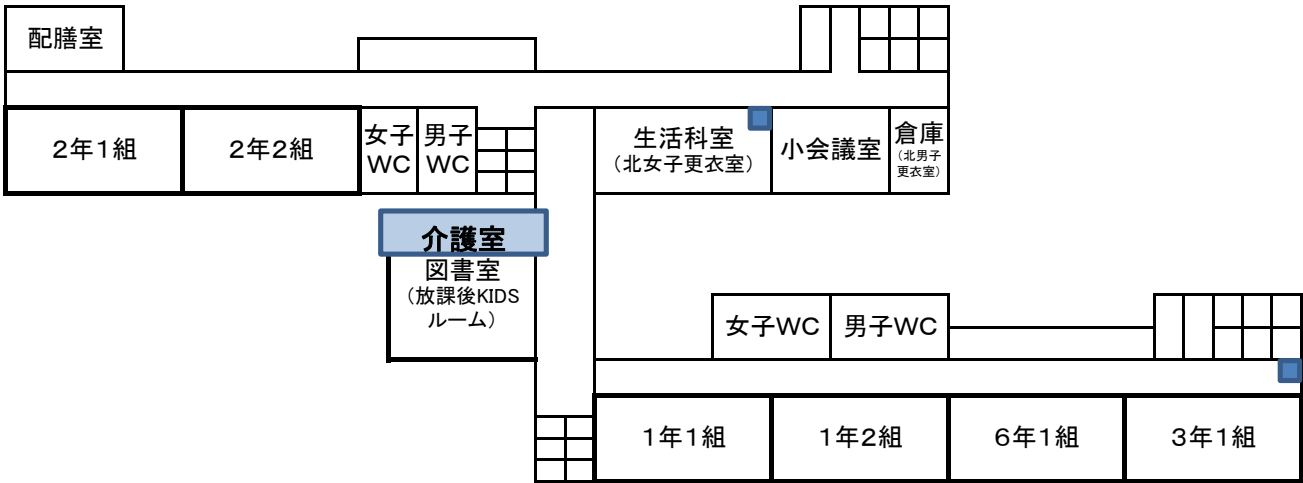
災害により学用品を失った児童、生徒に対し、必要な教材、学用品を給与する。

令和8年度 大橋小学校 避難所開放区域図

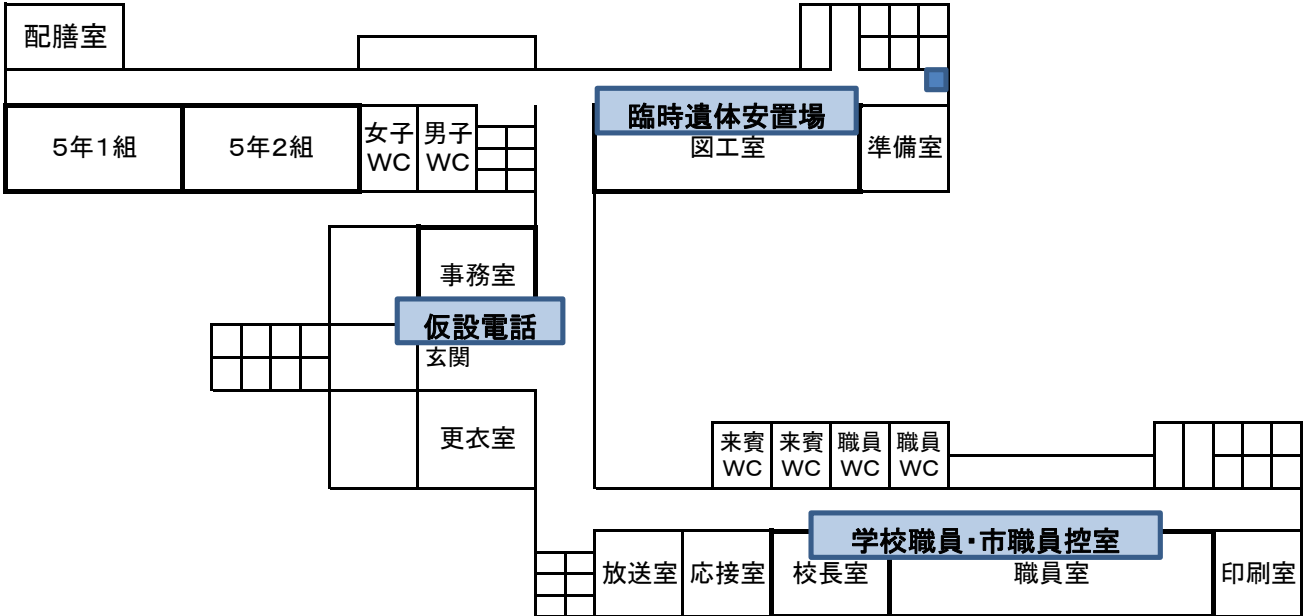
4階



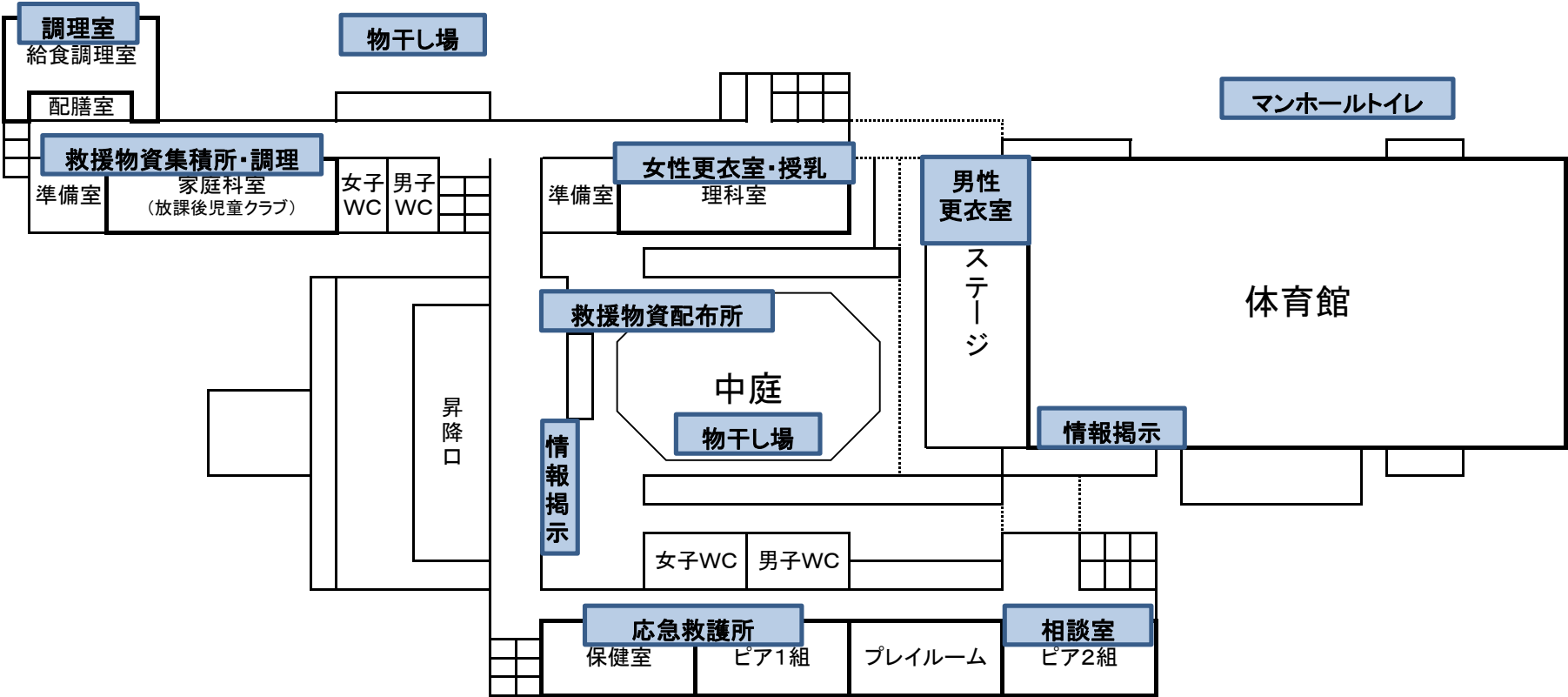
3階

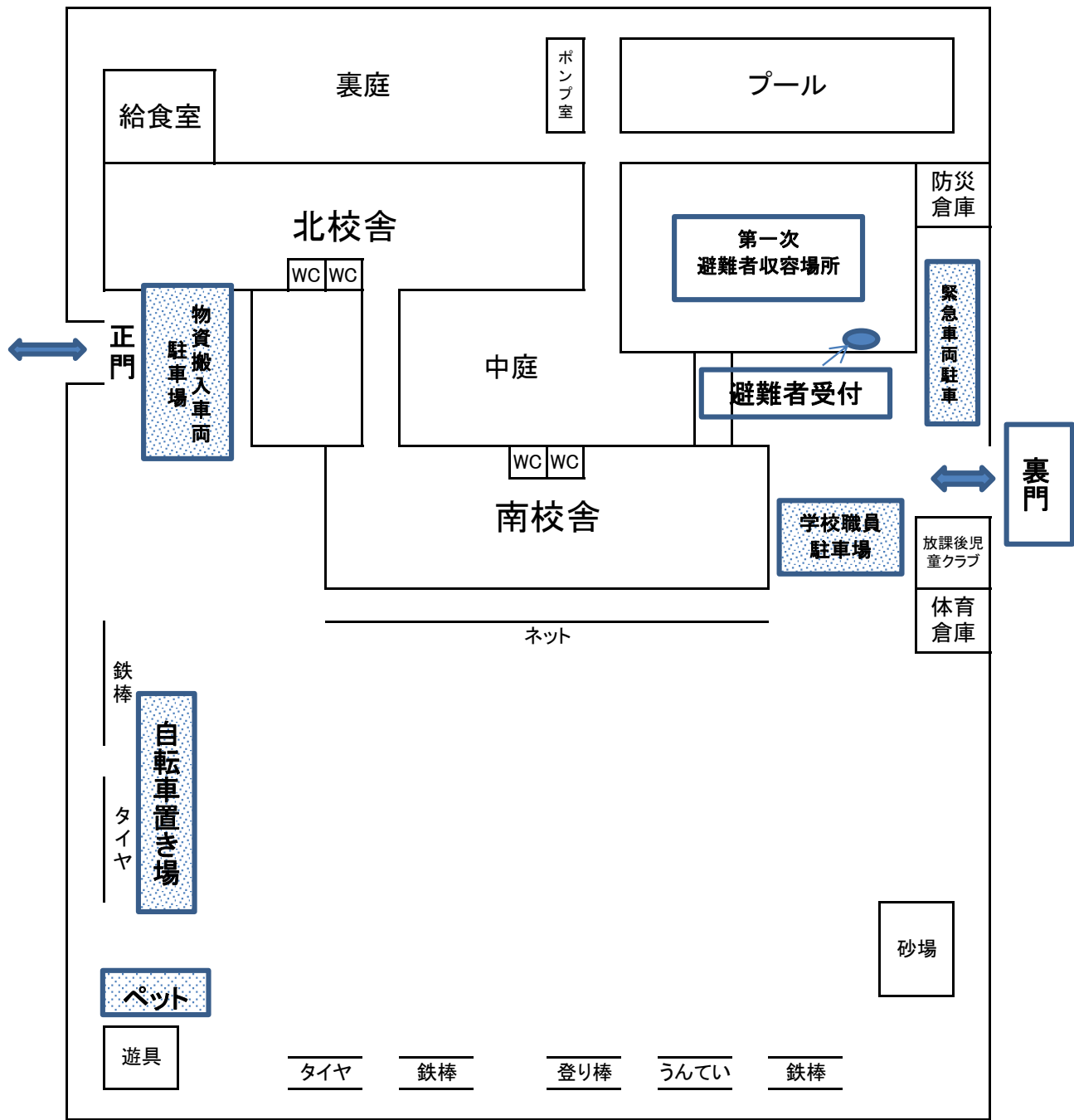


2階



1階



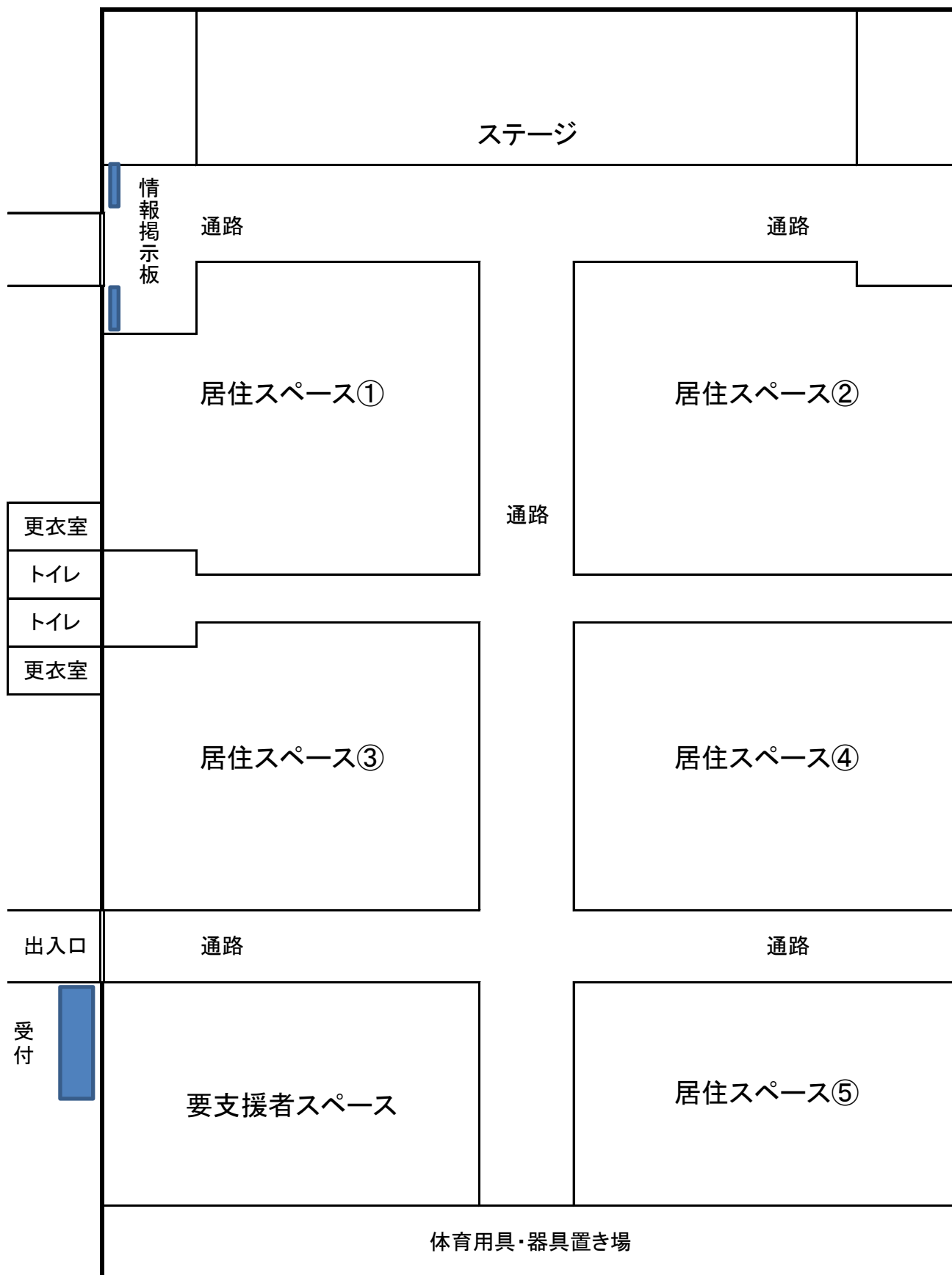


体育館配置図

資料3

※ステージ上(床マット)

※ステージ下(長机、パイプ椅子)



○靴や傘はビニル袋に入れて居住スペースに持っていく。そのためのビニル袋を事前に用意しておく。

分散備蓄倉庫備蓄物資一覧

資料4

物資区分名	物 資 名	数 量	確 認
食糧	ビスケット	7箱(うち1箱アレルギーフリー)606食	
	アルファ米	16箱(800食)	
	おかゆ	4箱(200食)	
	ペットボトル飲料水(500mL)	15箱(1箱24本入)	
機材	避難所開設キット	1箱	
	カセットボンベ式発電機	2台	
	カセットボンベ	24本	
	発電機	2台	
	簡易水槽(1トン)	1基	
	投光機一式(三脚付き)	4台	
	コードリール	2個	
	トランジスターメガホン	4個	
	強力ライト	4個	
	担架	3台	
	組立リヤカー	1台	
	防水シート	40枚	
	ガソリン携行缶(10L)	2缶	
居住関係	クッションマット	55枚	
	LEDランタン	11個	
	パーテーション	38基	
	プライベートルーム	8基	
	ポリタンク(18L)	20個	
	プラスチックコップ	800個	
	バスタオル	100本	
	給食用パック	100本	
	ビニール手袋	155双	
	ゴミ袋(可燃用)	10枚	
	ゴミ袋(不燃用)	100枚	
	軍手	50双	
	トラロープ	2巻	
寝具	毛布	150枚	

	段ボールベッド	15台	
	簡易ベッド	6台	
衛生用品	組み立て式段ボールトイレ(テクレット)	30個	
	簡易トイレ弁袋20枚付(サニタクリーン)	1個	
	簡易トイレ(ポータブルジョン)	1個	
	石鹸	20個	
	ハンドソープ(ボトルタイプ)	10本	
	哺乳ボトル	10本	
	トイレットペーパー	200巻	
	洋式組立トイレ	4基	
	生理用品(昼用)	84枚	
	生理用品(夜用)	14枚	
	小物入れ	2個	
	消毒液	39本	
	マスク	350枚	
	フェイスシールド	70個	
	透明間仕切り アクリル板	5枚	
	透明間仕切り カーテン	10枚	
	防護服セット	34枚	
	非接触型体温計	5台	
	体調チェック用大型テント	2張	
	通路養生シート	3本	
	雑巾	30枚	

松戸市立大橋小学校 避難所受付名簿

[illegible]

避難者カード（大橋小学校）

避難所名		入所日		退所日	
記入者名		住所			
町会 自治会名		電話 メール	自宅（ 携帯（ メール（		
避難形態	避難所 / テント / 車両 / 自宅 / その他（ ）				
被害状況	なし／全壊／半壊／一部損壊／（床上床下浸水 断水 停電 ガス停止 電話不通）				

【ご家族情報】 ※該当項目に○印を入れてください。全ての方が記載できない場合には、用紙をもう一枚お使いください。

	(ふりがな) 氏名	年齢	性別	病 気	け が	妊 産 婦	乳 幼 児	障 害	要 介 護	医 療 機 器	ア レ ル ギ ー
世帯主 代表者			男								
			女	食料物資		必要（ ）／不要					
ご家族 同居人 ペット			男								
			女	食料物資		必要（ ）／不要					
			男								
			女	食料物資		必要（ ）／不要					
			男								
			女	食料物資		必要（ ）／不要					
			男								
			女	食料物資		必要（ ）／不要					
避難所運営に 協力できる方	協力できる ・ 協力はむずかしい	※資格・特技がある場合はご記入ください。									
特記事項	※病気やけが、障害での注意点、医薬品や粉ミルク等の必要物資、その他特別な要望があれば記入してください。										
情報公開	安否の問い合わせがあった場合、ご住所、お名前を公表することについて							同意する／同意しない			
緊急連絡先 (親族など)	住 所： 氏 名： 電 話：										

【転出先情報】

住所	〒	連絡先	
----	---	-----	--

※災害発生時に、避難所においてこの避難者カードを記入、提出することで避難者登録され、避難所にて生活支援が受けられるようになります。内容に変更がある場合には速やかに避難所スタッフに申し出てください。※ご記入いただいた内容は、災害対策本部や避難所運営と支援のために最低限必要な範囲で共有します。また被災者台帳に利用されます。